

# P T A 損害保険のご案内

P T A 会員の皆様

## ◆ P T A 損害保険とは…？

P T A 会員である保護者及び教員会員、事前承認の行事参加者を対象とした保険です。ケガなどに対応する P T A 傷害保険、損害賠償に対応する P T A 賠償責任保険に加入しております。

## ◆ どんなときに…？

◇ P T A の管理下において、P T A 行事\*参加中に被ったケガ（行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます）に対して保険金をお支払いします。  
ただし、生徒については「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」の定める給付金対象となりうるべきケガは、補償の対象とはなりません。

\* P T A 行事とは・・・日本国内において P T A が企画・立案し主催または共催する行事で、P T A 総会、運営委員会など P T A 会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

◇ P T A が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

## ◆ ケガや事故が起きた！ どうすれば…？

◇ すぐに P T A 事務局代表、もしくは会計担当までお知らせ下さい。必要書類を取り寄せます。

◇ 規定により算出された保険金が支払われます。

引受保険会社  
日新火災海上保険株式会社

連絡先  
町田第二中学校 P T A 事務局  
Mail: m2jhspta.knf[at]gmail.com  
([at]は@に替えてください)